

坂戸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項及び坂戸市監査基準に基づく監査を実施したので、
地方自治法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年6月30日

坂戸市監査委員 関 口 万須美
同 森 田 文 明

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和7年5月12日	千代田小学校、入西小学校、坂戸小学校、 浅羽野中学校、若宮中学校
令和7年5月15日	南小学校、勝呂小学校、桜中学校、 三芳野小学校、住吉中学校、坂戸中学校

2 監査事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。